

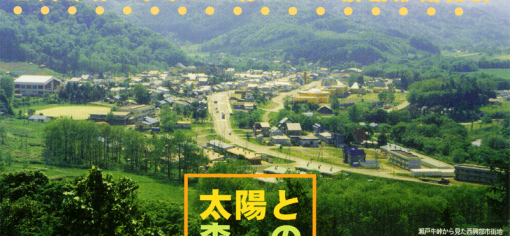
西興部村

美

小さいけれど大きなもてなしの村づくり



美しい村づくり景観形成指針



瀬戸牛針から見た西興部市街地

太陽との
森庭園村

策定の目的

●西興部村では、平成11年度にこれまでの活動であった、我が村は美しく事業、花いっぱい運動等の村民活動とともに、オレンジ色に色彩統一した公共建築物整備、ヨーロッパの視察研修など、村民・行政あがりの活弁な展開を背景として、「美しい村づくり条例」が制定されました。

この条例では第6条に基本的かつ総合的な景観形成指針を村民の協力の下に定めることが規定されています。これは各種むらづくり事業において、村民、事業者、行政が遵守すべき景観形成の方針を内容として定め、条例の周知と実行を役割分担しながら協働することを目的としています。

- この景観形成指針は、今後新築・改築・改修などが実施される際に配慮していく内容です。
- 村民全員が「太陽と森の庭園村」を目指して、一人一人が努めて行くことが大切です。

北海道 西興部村



基本目標と全体方針

●西興部村の誇る美しい庭園「興楽園」の景観とその精神が、基本目標と全体方針の出発点になりました。茶の心はもてなしの心そのものを表しています。小さいけれど大きなもてなしの村という考え方に基づいた「太陽と森の庭園村」という目標像は、いわば村全体が美しく整えられた茶室であり、緑溢れる「庭園」に見立てて表現されています。

基本目標

小さいけれど大きなもてなしのむらづくり

基本目標像

太陽と森の庭園村

全体方針

西興部村の 「らしさ」 を大切にす

●森に囲まれたまち

村の総面積の89%を占める森林地域。興部川と薄部川によって創られた段丘の連なりが森の回廊を形成し、まちや農村の風景を彩っています。森に囲まれたまちを創出するために、緑溢れる空間の形成を目指しましょう。

●まとまりのある市街地

まとまりのある市街地、丘陵地の高層に立ち上がるウエンシリ岳や札幌岳、波状性の台地に広がる牧草地域などは西興部らしい風景です。それらを一望できる場所を整えましょう。

西興部村での 「出会い」 を大事にする

●もてなしの心

西興部村には林業を営む旦那衆が創った高島興楽園があり、一期一会を大事にした心遣いが随々と生きています。もてなしの心を持ち合わせ、美しい庭園のむらづくりを目指しましょう。

●交流拠点の整備

西興部村には2つの市街地があり、公共施設がきちんと整備されています。村外から人々が訪れ、交流の拠点となる公共施設周辺は、西興部らしさを創出するまちの顔として緑溢れる空間を形成しましょう。

西興部村の 「自然」と「農業」 を大事にする

●身近にある自然環境

ウエンシリ岳をはじめ、興部川はまちの中を流れ、生活空間の身近に豊かな自然が広がっています。この自然環境を有効活用していく「ワイスコース」の視点をもち、森林文化を育んでいきましょう。

●手入れの行き届いた農業・農村

美しい実りの農業地帯は庭園（ガーデン）です。豊かなカントリーライフを自ら楽しみ、都会との交流を受け入れるファンのための準備をしておきましょう。

西興部村での 「暮らし」 を楽しくする

●表通りとうら通り

まちの中を貫く国道239号沿いはまちの表通りとして、人々をもてなし心遣いを演出し、生活空間としてのうら通りは日々の営みが空間見られるような演出をすることで、快適な住環境を形成しましょう。

【ワイスコース(Wisecourse)】
美しい自然、自然環境を多面的に使いこらうという考え方で、1971年、イランで創始された集約（ラムサール条約）の中で、自然環境の生態学的特徴を保全しつつ、その恵みを将来の世代に引き継ぐように活用することを「美しい川（ワイスコース）」と名づけたのが始まりです。

めざすべき姿

●4つの全体方針を受けて、西隣部村を大きく市街地地区と農村地区に区分し、それぞれの地域ごとにめざすべき姿を示しています。

市街地地区

まち中の緑●まちの中に緑を増やし、周囲の森との一体感をつくりましょう。

まちの眺望●まとまりのある市街地を望む瀬戸牛神などの視点を整えましょう。

裏の顔とうらの佇まい●表通りは賑わい感をつくり、うら通りの住宅地は落ち着いた佇まいをつくりましょう。

交流の窓口●公共施設を村内外の人が訪れる拠点に整備し、交流の促進を図りましょう。

まち中の川●まちの中を流れる興部川などは親水性の高い空間として整えましょう。

まちの顔●公共施設周辺には、基本的に周辺と調和した樹木を植栽し、芝生による修景を行いましょう。

まち中の小径●市街地の中を散策できる小径を整備し、生活・交流の広場として位置づけ、活用を図りましょう。

森との一体感●家屋や納屋などを周囲の森に調和させましょう。

山並みへの眺望●札幌岳やウエンスリ岳などの眺望が映えるような修景を心がけましょう。

歴史を引き継ぐ●先人の植えた樹木をまもり、使われなくなった家屋やサイロは農村風景に調和する修景や利活用を行いましょう。

緑溢れる街道筋●国道239号など、村を貫く街道沿いは、花や緑溢れる空間としましょう。

森の中の川●森の中を流れる興部川などは、手つかずの自然として守りましょう。

農村地区

美しい村づくり条例 平成11年10月1日 西隣部村条例第26号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、西隣部村の景観形成に関し、村、村民等の責務を明らかにするとともに、総合的な施策を計画的に実施し、西隣部村の自然と調和した美しい景観を守り、つくり、育てることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 村民等 村民及び事業者、西隣部村内に所在する土地及び建物の所有若しくは管理者をいう。
- (2) 景観形成 西隣部村の自然と調和した美しい景観を守り、つくり、育てることをいう。

(村の責務)

- 第3条 村は、景観形成に関し、必要な調査を行うとともに、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するよう努めなければならない。
- 2 村は、事業の実施にあたっては、景観形成に配慮して事業を推進するよう努めるものとする。
- 3 村は、景観形成について、村民等に理解を促るよう、啓発に努めるとともに、村民等の意見、要望等を十分に反映するよう努めるものとする。

(村民等の責務)

第4条 村民等は、景観形成に際して、意識を高め、自ら景観形成に寄与するよう努めるとともに、村が実施する施策に協力するものとする。

(国等への要請)

第5条 村民等は、必要があると認めるときは、国、地方公共団体またはこれらが設立した団体に対し、景観形成について協力を要請するものとする。

第2章 景観形成指針等

(景観形成指針の策定)

- 第6条 村民等は、村民等の協力の下に景観形成のための基本的かつ総合的な指針（以下「景観形成指針」という。）を定めるものとする。
- 2 村民等は、景観形成指針を定めようとするときは、あらかじめ、西隣部村づくり地域づくり交流検討委員会の意見を聴かなければならない。

(助成及び支援)

第7条 村民等は、村民等が景観形成指針に基づき行う事業について、予算の範囲内でその事業に要する経費の一部を補助し、若しくは資金の融資をすることができる。

第3章 罰則

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(附則)

この条例は、公布の日から起算する。

景観形成を推進する仕組み

●今後、景観形成を推進する上で、段階的に進めていくとする内容です。

村民の意識が芽生える段階

景観形成指針パンフレットの各戸配布●パンフレットを配布し、景観形成の目標を認識してもらいます。

景観ニュースの発行●様々な景観の取り組みを紹介するニュースを発行し、情報を公開します。

景観講演会の開催●景観に対して興味をもっていただくために講演会を開催します。

NCNの活用●景観形成活動に関して、村民に情報を公開するためNCNを活用します。

村民の意欲が湧く段階

まち並みウォッチングの開催●まち並みの良いところ、気になるところを確認し、内容を地図にまとめます。

美しい村づくり塾の開催●まち並みウォッチングで得られた課題を見直していくための勉強会を開催します。

美しい村づくり表彰制度の創設●美しい村づくりに伴う様々な取り組みを評価する表彰制度です。

美しい村づくり絵画コンクールの実施●小中学生が想像する景観を絵で表現してもらい、コンクールを行います。

花壇コンクールの継続

村民活動実行段階

ワンデイチャレンジ●1年に1度、ある1日を利用して、実際に景観整備の活動に汗を流しましょう。

美しい村づくり団体の設立●景観形成活動を実施する、村民が主体の団体を設立しましょう。

美しい村づくりサポート制度の創設●美しい村づくりを進めていく際に相談できる専門家を設置します。

我が村美しく事業の継続

支援制度の創設

●美しい村づくりを推進するため、景観形成指針に基づき行う次の事業活動について、一定の条件で補助する制度です。

1. 建物の色彩統一事業

建物の屋根、又は外壁をおすすめ色にした場合に、その経費の一部を補助します。

○補助金額は、以下のとおりです。

工程	種別	屋根	外壁	補助率	備考
増・改築物	住宅等	10万円限度	40万円限度	1/2	色を塗り替える場合、増・改築の場合に適用。
	物置等	5万円限度	5万円限度	1/2	
	農業施設等	10万円限度	40万円限度	1/2	
新築	住宅等及び農業施設等（両年度内に建てる物置等を含む）	50万円	定額	定額	壁及び屋根両方をおすすめ色にした場合に限り適用。
	物置等のみを建設する場合	増・改築の場合と同様		1/2	

2. 廃屋の解体撤去事業

景観を阻害している廃屋の解体撤去事業に対し、経費の一部を補助します。

○補助金額は、以下のとおりです。

種別	補助金額	補助率	備考
廃屋	100万円限度	1/2	廃屋全てに適用

3. 民有地における景観整備事業

民有地において行う次の事業に、経費の一部を補助いたします。

- 景観形成を目的とした植樹による遊歩道整備
景観を損ねる建物等（灯油タンクや地肥袋など）を隠すために植樹する事業について、材料費の一部を補助します。
- 前庭空間の整備（インターロッキング・舗装・芝生）
景観形成指針により前庭空間（歩道から住宅までの間）を整備する事業で、経費の一部を補助します。

○補助金額は、以下のとおりです。

種別	補助金額	補助率	備考
植樹	10万円限度	70%	苗木1本2,000円を限度
前庭空間	30万円限度	1/2	インター・舗装・芝生に限定

●詳しい内容は、役場担当窓口（企画課）までお問い合わせ下さい。また、補助金を申請する場合は、細かい条件もありますので、事前にご相談下さい。なお、この補助制度は平成13年4月1日から施行いたします。

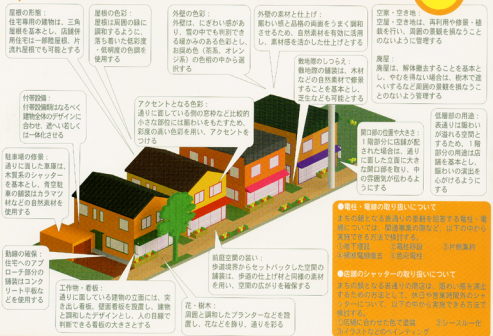
市街地地区における景観形成基準

公共施設



市街地地区における景観形成基準

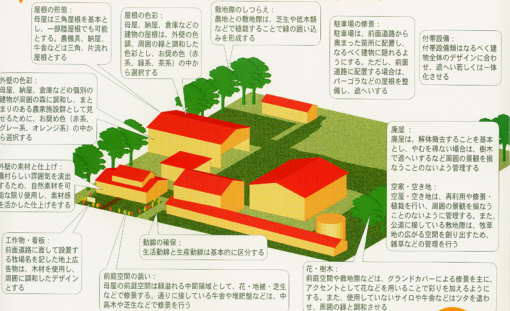
表通り



●電柱・電線の取り扱いについて
まちの顔となる表通りの景観を乱さない電柱・電線については、関連事業の進捗など、以下の中から実施できる方法で検討する。
1.地下埋設 2.電柱移設 3.片側集約
4.電線電線束 5.色別電柱

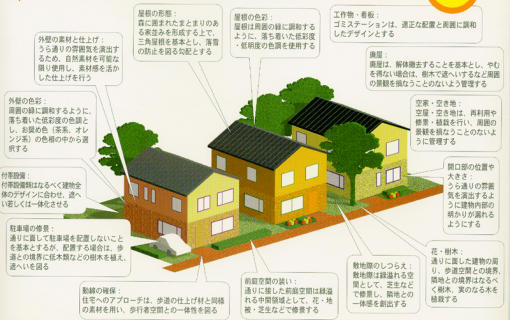
●店舗のシャッターの取り扱いについて
まちの顔となる表通りの商店は、賑わい感を演出するための方法として、快活や営業時間内のシャッターについて、以下の中から実施できる方法で検討する。
1.店舗に合わせた色で塗装 2.シャッター化
3.イラストなどのペインティング

農村地区における景観形成基準



市街地地区における景観形成基準

うら通り



色彩の配慮内容

公共施設 の おすすめ色

▼メインカラー (壁の色) ▼サブカラー (屋根の色) ▼アクセントカラー ▼構成比率



●建築物等の色彩に対する基本的な考え方は、以下の通りです。

- ①周辺の建築物等との調和：彩度の高い基調色を用いるのは避け、落ち着いた色調とし、周辺の建築物等や景観との調和を図ります。
- ②背景の自然環境との調和：樹林地等の自然景観との調和を考え、自然物より低い彩度とすることで、調和を図ります。
- ③基調色（メインカラー・サブカラー）とアクセント色

・メインカラー：外観の大部分を占め、景観への影響力が高いため、公共性を意識する必要があります。周辺の自然景観との調和を図る上で、低彩度の色を基本とします。壁の色として使用。

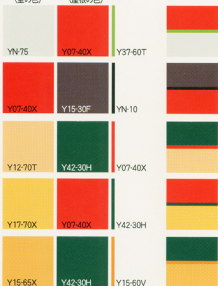
・サブカラー：大きな面積にメインカラーのみを配色した場合に起こりやすい単調さや圧迫感の軽減を図るための、メインカラーを補助する色。メインカラーよりも低い彩度の色や質感の異なる石や木材を用いることで外観に変化をもたせます。屋根の色として使用。

・アクセントカラー：建物のごく小面積に使用し、外観に程良い緊張感や表情をつける色。基調色よりも彩度の差を出すことで効果が出ます。屋根の破風部分や壁面の目地などに使用。

※数字は社団法人日本塗料工業会発行「塗料標準色見本帳1999年7版」を用いています。
※印刷の都合上、表示色は実際と異なる場合があります。また、塗装される面の素材や凹凸などによって色合いが変化するので、記号はあくまでも目安として表記しています。

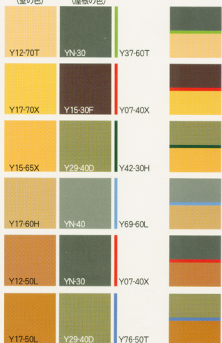
農村地区 の おすすめ色

▼メインカラー (壁の色) ▼サブカラー (屋根の色) ▼アクセントカラー ▼構成比率



市街地区 の おすすめ色

▼メインカラー (壁の色) ▼サブカラー (屋根の色) ▼アクセントカラー ▼構成比率



景観基準によるシミュレーション

● 現況写真を下記の配慮内容で加工してみました。

表通り (西興部)

- 配慮内容
1. 色彩統一
 2. 街路樹
 3. 電柱撤去



表通り (上興部)

- 配慮内容
1. 色彩統一
 2. 街路樹
 3. 電柱撤去
 4. 歩道改修



裏通り (西興部)

- 配慮内容
1. 色彩統一
 2. 緑化
 3. 電柱撤去
 4. 歩道改修



農村地区 (遠景)

- 配慮内容
1. 色彩統一
 2. 緑化
 3. アプローチ整備



農村地区 (近景)

- 配慮内容
1. 色彩統一
 2. 緑化
 3. アプローチ整備
 4. 看板設置

